消 防 国 第 1 8 号 平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日

各都道府県国民保護主管部長 殿

消防庁国民保護室長

新聞社の指定地方公共機関への指定について

新聞社の指定地方公共機関への指定につきましては、複数の都道府県から当庁に照会をいただいており、それを受けて当庁より内閣官房に確認したところ、別添のとおり考え方が示されたところです。

つきましては、新聞社を指定地方公共機関に指定することは、国民保護 法上適当ではなく、指定すべきではないと考えられることにご留意願いま す。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、周知されるようお願いします。

新聞社の指定地方公共機関への指定について

問 放送事業者や運送事業者等は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)上にその責務が明確に規定されているが(国民保護法第 50 条、第 71 条等) 新聞社は国民保護法上にその責務が明確には規定されていない。

この場合において、新聞社を国民保護法第 8 条第 2 項の規定等に基づき国民の保護のための措置を行う主体として指定地方公共機関に指定することは可能か。

答

- 1. 指定公共機関制度に関しては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)の制定過程において、指定を受けた民間機関は武力攻撃事態等において対処措置を実施するという特別の負担が課せられることにかんがみ、「いかなる機関を指定公共機関として政令で指定するかについては、今後、まず、個別の法制において、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の内容を具体的に定めた上で、個別の法制が定める事項ごとに当該機関の業務の公益性の度合いや、武力攻撃事態への対処との関連性などを踏まえ、当該機関の意見も聴きつつ、総合的に判断すること」(平成14年5月16日政府見解「指定公共機関について」)とされ、実施を求めることが必要となる対処措置については、その具体的な内容が法定されることを要することとしたところである。
- 2. 指定地方公共機関制度は、都道府県の区域内において国民の保護のための措置を実施する民間機関をあらかじめ指定する制度として国民保護法において創設されたものであるが、その指定対象となる法人の要件や、指定を受けた法人には武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を実施するという特別の負担が課せられることなど、その国民保護法上の法的性格は指定公共機関と異ならないものである。

このことから、いかなる法人を都道府県知事が指定地方公共機関として指定するかについても、指定公共機関と同様に、国民保護法において、当該指定地方公共機関に実施を求めることが必要となる国民の保護のための措置の内容が具体的に定められていることを要するものと解される。

3. この場合において、放送事業者については、国民の生命、身体の 安全の確保に関する緊急情報を正確かつ迅速に国民に伝達すること が極めて重要であり、放送の速報性という機能に着目して、警報等 の緊急情報の放送を放送事業者である指定地方公共機関に実施を求 める国民の保護のための措置としたものである。

他方、報道機関であっても、新聞については、そうした速報性のある緊急情報の伝達の役割を担うことは一般には考えにくいので、 国民保護法上は新聞社が指定地方公共機関として実施すべき国民の 保護のための措置は定められておらず、したがって新聞社を指定地 方公共機関に指定することは想定されていない。

なお、国民保護法第 8 条第 2 項の規定は、情報を提供する方法として新聞を例示しているにすぎず、指定地方公共機関として実施すべき具体的な国民の保護のための措置を求める規定ではない。

- 4. また、たとえ指定地方公共機関の指定について都道府県知事の裁量に広く委ねられているとしても、国民保護法上指定地方公共機関に実施を求める国民の保護のための措置として具体的に定められていない国民の保護のための措置を実施させるために指定地方公共機関を指定することは、上述の趣旨からは、国民保護法上想定されている指定地方公共機関の範囲を逸脱するものである。
- 5. 以上により、新聞社を指定地方公共機関に指定することは、国民 保護法上適当ではなく、指定すべきではないと考える。

【参考】

平成14年5月16日政府見解「指定公共機関について」

- 1 武力攻撃事態対処法案(以下「法案」という。)第2条第5号において、 指定公共機関は、「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協 会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業 を営む法人で、政令で定めるもの」と定義されている。
- 2 ここでいう「公共的機関」とはその業務自体が公共的活動を目的とする機関をいい、「公益的事業を営む法人」とはその業務目的は営利目的等であるが、その業務が公衆の日常生活に密接な関係を有する法人をいうものと解している。
- 3 法案第6条において、「指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する」ものと定められている。また、指定公共機関が実施する対処措置については、法案第2条第6号において、「法律の規定に基づいて実施する」ものと定められている。
- 4 実際にいかなる機関を指定公共機関として政令で指定するかについては、今後、まず、個別の法制において、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の内容を具体的に定めた上で、個別の法制が定める事項ごとに当該機関の業務の公益性の度合いや、武力攻撃事態への対処との関連性などを踏まえ、当該機関の意見も聴きつつ、総合的に判断することとなる。
- 5 したがって、今後整備される個別の法制においては、指定公共機関に 実施を求めることが必要となる対処措置の具体的な内容が法定されるこ とから、指定の対象となる公共機関の範囲も明らかになるものと考えて いる。
- 6 放送事業者については、警報等の緊急情報の伝達のために指定公共機関として指定することを考えている。民間放送事業者が指定される可能性はあるが、現時点では、日本放送協会(NHK)を主として考えている。また、新聞については、警報等の緊急情報の伝達の役割を担うことは一般には考えにくい。

なお、テレビや新聞等の報道機関に対し、報道の規制など言論の自由 を制限するようなことは全く考えていない。

7 自然災害の場合と武力攻撃事態とでは、講ずべき措置の内容は異なるが、災害対策基本法の指定公共機関を参考にしつつ、指定の対象とする 公共機関について検討する考えである。

なお、災害対策基本法の規定に基づき、現在60の指定公共機関が指定 されている。